

【令和8年8月27日からの大雨に伴う災害における主な支援制度一覧】

令和8年10月1日時点 Ver. 3.4

中能登町では、大雨による被害に遭われた方へ以下の支援制度を設けています。
各制度の申請は、**担当課窓口**にて取り扱いを行います。 **※最新情報は町ホームページでご確認ください。**

<https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/index.html>

場 所：中能登町役場 行政サービス庁舎 各課窓口

受付時間：9時00分～16時00分

項目	支援制度名（担当課）	支 援 内 容 ※実施期間については延長される可能性があります	罹災証明	罹災証明の基準						必要書類等 円滑にお手続きいただけるよう、事前にご準備をお願いします。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊（床下浸水）	
住宅等の修繕・補修	住宅の緊急修理制度 （土木建設課 72-3921）	災害救助法に基づき、外壁等に被害が生じた住宅には、降雨による雨漏りに対応するため外壁等にブルーシート等をかける場合、その費用について補助が受けられます。なお、費用は町が業者に直接支払う制度となっています。 ①限度額：56,400円 ②実施期間：令和8年8月27日から40日以内（令和8年10月6日まで）	不要	準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれのある住宅。（納屋、車庫、空き家は対象外）						①被災状況写真 ②申込書 ③見積書
	住宅の応急修理制度 （土木建設課 72-3921）	災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の応急処理について、町が事業者修理費用を支払います。※申請前に工事が完了し、代金を支払ったものは対象外となるのでご注意ください。 ①半壊以上：修理限度額75万7千円 ②準半壊：修理限度額36万7千円 ③実施期間：令和8年8月27日から3カ月以内（令和8年11月26日まで）	必要	修理により居住可能となる場合に限る	○	○	○	○	①罹災証明書 ②申込書 ③被災状況写真（施工前） ④修理見積書 ⑤資力に関する申出書 ⑥住宅被害状況に関する申出書	
仮住居の提供	町営住宅の緊急入居 （土木建設課 72-3921）	要相談	必要	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②被災状況写真	
	県営住宅の供与 （県営住宅管理センター平和町店 076-241-5370）	令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により、現在の住宅に住むことが困難となった方に県営住宅を提供します。	必要	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②住民票 ③目的外使用許可申請書等	
	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与 （土木建設課 72-3921）	県内の民間賃貸住宅を貸主・入居者・町の3者契約にて、町が住宅を借り受け、入居者に提供します。入居決定は、県が行います。ただし詳細な諸条件があります。	必要	○	屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない等により現在の住宅に住むことが困難になった方が対象			①被災状況写真 ②罹災証明書 （入手前であれば要相談）		
ごみの処分や清掃など	家庭からの災害ごみの搬入 （生活環境課 72-3927）	家庭からの災害ごみの搬入は令和8年9月30日をもって終了しました。 令和8年10月1日以降、被災された家財の処分は、家庭ごみカレンダーを参考にされ、地区のゴミステーション等に出してください。	必要	（受付時間：令和8年9月30日 15時～17時） 終了しました ※なお、9/22（土・祝）は休業 -32 電話：0767-53-2100）						①宣誓書 ②罹災、被災証明書、被災届出書 （いずれかで可）
	災害ボランティアの申込 （中能登町災害ボランティアセンター 中能登町社会福祉協議会内 74-2252）	泥出し（生活再建、生業再建に必要な範囲）、家財の移動・運び出し、室内の清掃などをボランティアがお手伝いします。中能登町災害ボランティアセンターへ依頼内容、活動場所、連絡先をお伝えください。	不要	ボランティアの参加人数や天候などの理由により、ご要望にお応えするまでに時間がかかることがあります。						
	障害物の除去 （土木建設課 72-3921）	居室、炊事場、玄関等に土砂等が流れ込み生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができない方に、ロープ、スコップなどの器具の購入、支障物の除去や処分にかかる費用を支援します。※申請前に工事が完了し、代金を支払ったものは対象外となるのでご注意ください。 ①限度額：148,600円 ②実施期間：令和8年8月27日から2月以内（令和8年10月26日まで）	必要	○	○	○	○	○	①罹災証明書 ②申込書 ③被災状況写真 ④住宅被害状況に関する申出書 ⑤見積書	
弔慰金の支給	災害弔慰金 （長寿福祉課 72-3135）	災害により死亡したとき、その者の遺族に対して、災害弔慰金が支給されます。 ①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円	不要						来庁者の本人確認	
見舞金の支給	災害障害見舞金 （長寿福祉課 72-3135）	災害により重度の障害を受けたとき、当事者に対して、災害障害見舞金が支給されます。 ①生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円	不要						来庁者の本人確認	
生活必需品の給与貸与	生活必需品の給与貸与 （長寿福祉課 72-3135）	災害により住家が全壊、半壊により、生活上必要な被服、寝具その他必需品を喪失・損傷により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して支給します。 ※申請受付は、令和8年10月27日までです。	必要	○	○	○	○		①罹災証明書 ②来庁者の本人確認	